

新たな駐車対策法制の施行状況について

1 放置車両の確認状況（施行後1か月間、6月中に警察庁に報告のあったものに限る。）

放置車両確認 標章取付件数	委託署			非委託署	うち 告知件数
	警察署	駐車監視員	警察官等		
154,125 (5,138)	112,681 (3,756) [100%]	48,681 (1,623) [43.2%]	64,000 (2,133) [56.8%]	41,444 (1,381)	32,503 (1,083)

（ ）内は1日当たりの件数

昨年中の1日当たり違法駐車標章取付件数 約5,700件

放置車両確認標章取付件数のうち告知件数の占める割合 21.1%

貨物自動車に対する放置車両確認標章取付件数 24,504件(15.9%)

昨年中の放置駐車違反取締件数に占める貨物自動車の割合 15.1%

東京23区内の瞬間路上駐りに占める貨物自動車の割合 42.6%(平成17年10月調査)

2 効果の例（別紙1参照）

放置駐車台数の減少、交通渋滞の減少、駐車場利用台数の増加、路線バスの定時運行、環境改善等の効果があったとする都道府県警察からの報告があった。

3 駐車許可事務の取扱い状況（施行後1か月間）

駐車許可事務取扱い件数

- 許可件数 51,594件（1日当たり約1,720件）

昨年中の許可件数の約2.6倍

うち引越しの許可件数は、2,254件（1日当たり約75件、昨年約29倍）

訪問介護等については、34,291件（同約1,143件、同約2.2倍）

4 駐車規制の見直し状況（平成16年1月から平成18年5月末までの間）

約24,600区間、約19,600km（約10.8%）の駐車規制を解除・緩和した。

5 郵便集配に使用する車両の交通規制上の取扱い方針（別紙2参照）

現在、郵便物の集配に使用する車両は駐車禁止規制等の対象から除外されているが、イコールフットイングの観点から、郵政民営化を待たず、ゆうパック等の小包郵便物を集配するものについては、原則としてこれらの交通規制の除外措置を認めないこととする方向で検討中である。

新たな駐車対策法制施行後の効果の例

放置駐車台数の減少

【大阪府警察】

御堂筋 (阪急前～難波～新歌舞伎座前、約4.0km)における瞬間放置駐車台数



調査時間 ~ 14時台、17時台、21時台 (3回の合計)

【愛知県警察】

名古屋市中区錦3丁目地内 (6路線、約2.4km)における瞬間放置駐車台数



調査時間 ~ 20時台 (3日間の合計)

交通渋滞の減少

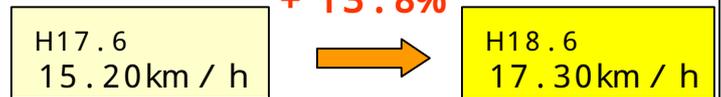
【警視庁】

主要路線 (晴海通り 新宿通り 明治通り 京葉道路等 10路線、約32.1km)

(渋滞長)



(平均旅行速度)



渋滞長は、各区間における1時間ごとの平均渋滞長の合計
渋滞長及び平均旅行速度は、14時から16時まで計測

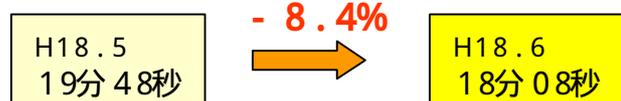
【大阪府警察】

四つ橋筋 (元町2～阪神前、約4.7km)

(渋滞時間)

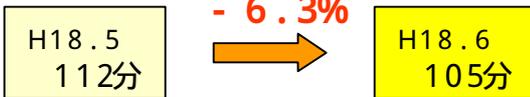


(平均旅行時間)



堺筋 (恵美須～南森町、約4.9km)

(渋滞時間)



(平均旅行時間)



渋滞時間は、1日当たりの渋滞発生時間の平均 (なお、1日当たり8時から20時までの間計測)
平均旅行時間は、15時から16時までの間、四つ橋筋約3.9km、堺筋約4.0kmの区間で計測
土日祝は、計測せず

駐車場利用台数の増加

【神奈川県警察】

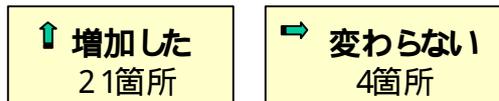
県内の有料駐車場 108箇所の瞬間利用台数



調査時間 ~ 10時台、15時台 (2回の合計)

【宮城県警察】

仙台市中心部の有料駐車場 25箇所の利用状況



5月と6月の1日平均利用台数の比較を聞き取り調査

路線バスの定時運行

【京都市警察】 京都市交通局調べ

四条通 (河原町通~堀川通、約1.6km) (西行き)



河原町通 (御池通~五条通、約2.4km) (南行き)



9時から18時までの間の平均所要時間

環境の改善

【宮城県警察】 仙台市調べ

自動車排ガス測定局 (6箇所)における窒素酸化物 (NO_x) 濃度



1時間当たりの平均濃度

郵便集配に使用する車両の交通規制上の取扱方針について

現状

郵便事業に使用する車両は駐車禁止規制等から除外
(ユニバーサルサービスの義務を考慮)
宅配便業者の使用車両は規制対象

(平成16年度)

	取扱個数 (通 個 冊)	
郵便物 (内国 (引受))	249.2億(うち小包14.3億)	1
宅配便	28.7億	2
メール便	17.4億	2

1 日本郵政公社調べ 2 国土交通省調べ



現在の検討状況と今後の対応

ゆうパック等の小包郵便物を集配する車両については、民営化を待たず、イコルフットイングの観点から、原則として交通規制の除外措置を認めないこととする方向で現在検討中

通常郵便物のみを集配する車両については、信書便法改正の動向や日本郵政公社の調査結果等を勘案しながら、民営化までに判断

